

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第九十八号

奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 委員会は、委員長及び委員四人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 学識経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 県の職員のうち知事が指定する職にあるもの

(任期)

**第三条** 前条第二項第一号に掲げる者である委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第四条** 委員会に委員長を置き、奈良県県土マネジメント部次長で交通政策を担当するものをもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第五条** 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、持回りによる審議をすることができる。

2 委員会は、委員(委員長を含む。)の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員長及び委員の全員一致をもって決する。

(委員以外の者の出席)

**第六条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第七条** 委員会の庶務は、県土マネジメント部地域交通課において処理する。

(その他)

**第八条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。